

地名散歩

第90回 北海道の「原形」を留める地名 一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

留萌本線といえばJRの「本線」の中では最も短い。平成28年(2016)には先端部分の留萌～増毛間が廃止され、全長わずか50.1キロとさらに短くなった。かつては本線より長い支線であった羽幌線が日本海側の津々浦々を結んでいたので1日数本の急行列車もあり、留萌本線の方も賑やかであったが、羽幌線が廃止されてからは急激に乗客が減り、昨今では深川留萌自動車道の開通もあって旅客はバスや自家用車に移り、留萌駅は閑散としている。

その留萌本線の約半分の区間でつかず離れず流れているのが留萌川だ。この川は留萌の町を流れているからそう命名されたのではなく、原形ルルモッペ(ペツは川の意)、つまり「潮が静かに入る川」から来ており、留萌(現在は留萌)の字を当ててルルモッペと読ませた。しかしこの地名は「和人」には読みにくく、や

がてルルモエからルルモイ、ルモイと簡略化されて現在に至っている。本流の名も今は「るもいがわ」であるが、ルルモッペの呼び名は支流だけに健在だ。石狩川水系と留萌川水系の分水界の西側にある、文字どおり峠下駅の近くで合流する川がポンルルモッペ川である。ポンは「小さい」を意味するので支流にふさわしい。

夕張の方から流れて石狩川に合流する夕張川もその類だ。夕張の市街はその支流の志幌加別川に沿っているが、夕張川の本流は現在の夕張スーパーダム(平成27年竣工)が堰き止めている方だ。ダム湖はかつて数万の人口を誇った炭鉱町・大夕張地区にある。ユーパロは「温泉の出口」または「鉱泉の湧出するところ」といった意味であるが、ユーが湯を意味するのは偶然の一致ではなく、日本語の



ルルモッペと呼ばれていた頃の留萌(現留萌)の町とルルモッペの川(現留萌川)。北海道庁が刊行したこの図では主要地名にローマ字が入っていた。1:200,000「留萌」明治30年再版



本流を意味する「シ」を冠したシーソラプチ川。南からルウオマンソラプチ川が合流する地点の集落は、「内地風」に落合と命名されている。線路は運休中。1:50,000「落合」昭和58年修正

「湯」がアイヌ語に取り入れられた結果だ。本来のアイヌ語ではセセキで、知床の瀬石温泉(羅臼町)が有名だ。アイヌ語化した日本語は他にトマリ(泊=停泊地)やペンチャイ(大船。弁財船に由来)など少なくない。やはり松前藩時代からの交流が背景にある。

現在のダムの名はシューパロとユが小さい表記であるが、本来はシ・ユーパロだ。シは「本当の」を意味し、ここではユーパロの本流を表わしている。これに対して支流は「モ」で、シューパロ湖の東側に流入する川はパンケモユーパロ川とパンケモユーパロ川が代表的なものだ。パンケは上流、パンケは下流を意味し、そのとおりの合流のしかたになっている。両者ともカタカナ表記で原形をとどめており、支流の名にそれが残るのは留萌川(ルルモッペ)と同様だ。

ついでながら、この夕張川を下った由仁町では支流のヤリキレナイ川が合流しており、知る人ぞ知る存在である。由仁町のサイトでは「昔はアイヌ語でヤンケナイ川、イヤルキナイ川(魚の住まない川、片割れの川の意)などと呼ばれていたが、大雨が降る度に氾濫したため明治時代から住民がヤリキレナイ川と呼び始めて現在に至った」と説明している。明治30年(1897)に道庁が発行した地図では、北海道炭礦鉄道(現室蘭本線)由仁駅の北側に描かれた集落にヤリケナイとある。表記が微妙に違うが、位置からすればこれだろう。

ナイは川を意味するので道内にはナイ(ほとんどが内の字)の付く川や地名が非常に多く、それがたまたま日本語の否定形のナイと一致するため、ヤリキレナイ川のように「他人のそら似」が少なくない。たとえば層雲峡にほど近い上川管内上川町のシラレナイ沢、支笏

湖北西岸に注ぐ小さなフレナイ川(千歳市)、日高管内平取町のイツカナイ川、上川管内幌加内町(そば生産量日本一)の朱鞠内湖に近いソウシナイ川、釧路管内白糠町のオレウケナイ沢など、完全に日本語として意味が通じてしまう。もちろんいずれもアイヌ語の意味はまったく別だが、他にも宗谷管内枝幸町のオフタルマナイ川や、隣の稚内市にあるエノシコマナイ川などは、デタラメで日本語をしゃべっているような感觸だ。

さて、空知という地名は空知総合振興局や空知川で知名度も高いが、元々はソラプチであった。これはソー(滝)・ラプチ(ごちゃごちゃ落ちる)が転じたとされ、この空知川が石狩川に合流する付近にあるのがソラプチの和訳である滝川市である。空知川もやはり留萌川、夕張川と同様に上流に遡れば原形があり、狩勝峠の西方で合流するのがシーソラプチ川とルウオマンソラプチ川だ。シーソラプチ川は前述のように「シ」が付くので本流、ルウオマンは「山の方へ行く」といった意味である。両者の合流地点には落合という集落と根室本線落合駅があって、これは合流地点を示す典型的な本土の地名を移植したようだ。ついでながら室蘭本線の追分駅(胆振管内安平町)も、夕張への支線の分岐点ということから、街道の分岐を意味する歴史的な言葉を採用したものである。

さて、ここで取り上げた夕張へのJR石勝線(夕張支線)が平成31年(2019)4月に廃止されたのに加え、空知川と並走する根室本線の富良野～上落合信号場間が同28年の台風被害で不通のまま廃止見込みとなり、さらに留萌本線の残った区間も同じ運命をたどりそうだ。北海道の鉄道の置かれた状況は厳しい。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地名の楽しみ』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO.752
2019 September



表紙写真

「僕の事務所の マスコットガール」

第34回写真コンクール入選
齋藤 徹●東京会

ピンボールを持つ美しい姿の女性は、事務所の「マスコットガール」です。マスコット【mascot】とは、「人々に幸運をもたらす縁起の良いとされる人」です。彼女は、土地家屋調査士事務所の仕事に関わっています。我々の仕事は、このような女性が増えていく魅力ある職業です。

地名散歩 今尾 恵介

03 常任理事就任の挨拶

07 土地の表示に関する登記の沿革(9)

都城市代表監査委員

一般社団法人テミス総合支援センター理事 新井 克美

10 第5回 測量・地理空間情報イノベーション大会

13 愛しき我が会、我が地元 Vol.67

滋賀会/沖縄会

16 第1回中央新人研修会を振り返って

20 土地家屋調査士新人研修修了者

関東・近畿・中部・中国・九州・東北・北海道・四国ブロック協議会

23 土地家屋調査士を取り巻くさまざまなリスク その時お役に立ちます！

24 会長レポート

25 会務日誌

27 公嘱協会情報 Vol.139

28 国民年金基金

30 土地家屋調査士名簿の登録関係

31 ちょうさし俳壇

32 セコムパスポート for G-ID土地家屋調査士電子証明書の発行について

34 事前調査から事件管理・再活用、さらに新規受託をサポート！ 土地家屋調査士 調査情報保全活用 調査士カルテ Map

35 編集後記

常任理事就任の挨拶



常任理事・制度対策本部担当就任のご挨拶

制度対策本部担当 うちの あつし
内野 篤



この度、常任理事(制度対策本部担当)を拝命しました東京会所属の内野篤です。会長指名理事として連合会役員の一員に加わることとなりました。

制度対策本部が対応する事業は広範にわたること、そして専ら制度対策本部を担当する常任理事ということで、その任を十分に務めることができるのか甚だ不安ではありますが、会長の目指す土地家屋調査士制度の発展・実現のため力を尽くしてまいる所存です。

また、連合会の役員を務めるのは初めてですので、会務遂行に係る事務的な対応にはまだ不慣れなところも多いですが、担当する事業を迅速・適切に遂行するよう努めてまいります。

今期、制度対策本部で行う主な事業はつぎのとおりです。

- ・法令改正対応(土地家屋調査士法の改正を受けての省令等の改正への対応、民法及び不動産登記制度の見直しへの対応など)
- ・土地家屋調査士制度の将来に関する検討
- ・国際化への対応及び学識者との共同研究

その他、緊急な対応が求められる課題が発生したときに適時・適切な対応を行うことこそがその役割とされています。

これまでの連合会の各種事業等の継続と発展を基盤として、将来を見据えたより良い土地家屋調査士制度を実現するため、会長始め副会長及び理事の皆さんと連携・協調して業務を遂行してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。



常任理事・総務部長就任のご挨拶

総務部長 やまもと けんいち
山本 憲一



この度、関東ブロック協議会より推薦をいただきました東京会の山本憲一と申します。

初めての連合会で総務部長という重責を拝命し身が引き締まる思いです。既に1回目の理事会を終え、会務の幅の広さと責任の重さを痛感しています。これまで土地家屋調査士制度発展のために尽力されてきました、歴代役員の方々に深い敬意を表します。

今般、土地家屋調査士法の一部改正が行われ、土地家屋調査士の使命が明確化されました。

これは会員一人ひとりが地道に努力を重ねてこられ、誠実に業務を行ってきた実績が具現化された成果です。これまでも、そしてこれからもその姿勢を変えることなく、国民から信頼される土地家屋調査士一人ひとりを支える連合会で在りたいと思っています。

東京会では10年間理事をさせていただきましたが、その間会員の帰属意識が少しずつ薄れている感じを受けました。また受験者の減少を時代の流れだと傍観しているわけにはいきません。制度を改革する潮目に来ているのだと感じます。どんなに素晴らしい映画を作っても監督は半分しか作れない。残りの半分は観客が作るものだ。映画監督伊丹十三氏のコメントだった気がしますが、連合会の事業計画を分かりやすく伝えていきたいと思っておりますので、会員の皆様にはそれを理解し、共感していただく努力をお願いするものです。また、日々多くの情報が集まる中でそれらを精査し、連合会としての意見を速やかに発信できるよう努めてまいります。

総務部は会務を停滞させることなく運営していくことが重要で、それには「聞く力」と「調整力」が大事

だと思っています。

今期は東野勝一次長(栃木会)、徳永哲次長(愛媛会)、高倉健理事(富山会)そして担当事務局のサポートを得て「チーム総務」で会務に当たっていく所存です。2年間よろしく願い申し上げます。



常任理事・財務部長就任のご挨拶

財務部長 かねせき けいこ
金関 圭子



この度、常任理事(財務部長)に就任いたしました、岡山会所属の金関圭子です。2期前の財務部員から再びこの部署に戻ってまいりました。

日本土地家屋調査士会連合会というまでもなく皆様の会費で運営する組織です。一人ひとりの会員、そしてご家族やスタッフの方々の生活を支えるこの資格者制度が国民の皆様が必要とされ続けるために、会務の適正な運営を組織の基盤である財務の立場から支えてまいりたいと思います。

そのため

- ① 各部、事務局との連携、報告を密に行います。
- ② 各会の運営状況を意識します。
- ③ 連合会としての福利厚生事業が充実するよう努めます。

今期は、業務歴、役員歴とも大変心強い存在である神奈川会の鈴木次長、山形会の菅原理事と共に3名体制で臨みます。皆様どうぞよろしく願いいたします。



常任理事・業務部長就任のご挨拶

業務部長 はらだ かつあき
原田 克明



この度、國吉会長の指名理事として常任理事・業務部長を拝命いたしました関東ブロック協議会・東京会所属の原田克明です。連合会理事は1期目であり、重責を感じております。

東京会理事、副会長として11年間単位会にて務め、連合会では同時期に平成21年からオンライン登記申請促進組織、同推進室等において10年間オンライン登記申請の推進に携わりました。現在もオンライン登記申請における添付情報の提示省略について法務省民事局民事第二課との協議を重ね、本誌が全国の皆様が届く頃には新方式の詳細をご報告できるよう調整を進めているところです。

業務部では、昨年度まで総務部分掌であったオンライン登記申請推進、引き続き日調連技術センター、登記基準点評価委員会、法改正に伴う調査・測量実施要領の確認調整、調査士カルテmapの普及等々、会員の皆様の日常業務に密接した分掌を担当いたします。

また、本年度は「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」を予定しております。法改正による一人法人の制度検討や、今後の業務報酬統計発信をするために重要な調査となりますので、各単位会のご担当者様におかれましてはご理解・ご協力をよろしく願いいたします。

担当する各種委員会やPTにおいても、各単位会をはじめとすご意見、情報提供等のもとより、各委員の皆様のご尽力によりその成果が実りますので、ご協力をお願いいたします。

担当の野中副会長の下、浅野次長、古田理事、水野理事、桐岡職員と共に業務部一同、力を合わせ、これからの土地家屋調査士制度がどうあるべきか、土地家屋調査士として今何をすべきか、明るい土地家屋調査士の将来を目指し、会務に努めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

常任理事・研修部長就任のご挨拶

研修部長 ひの 日野 ともゆき 智幸



この度、常任理事(研修部長)を拝命いたしました九州ブロック協議会、福岡会の日野智幸と申します。前期では、業務部理事として連合会会務に携わってきましたが、今回このような大役を仰せつかり、身の引き締まる思いです。どうぞよろしくお願いいたします。

研修部では、これまでのグランドデザイン基本計画策定において検討されてきた「中央研修所構想」について、多くの課題に取り組みなければなりません。具体的には、その実現に向けた体系的な研修制度及び組織組成の検討、年次研修制度の検討、ADR認定土地家屋調査士への支援などがあります。

その中でも、今年度から開始した「中央実施型の新人研修」については、次年度も継続開催予定です。この「中央実施型の新人研修」は、研修内容の均一化及び新人の土地家屋調査士制度への帰属意識を高めることを目的として、1か所にて実施するものです。また、来年はオリンピックイヤーということもあり、すぐにでも準備に取り掛からねばなりません。新人研修の受講者のため、どのような研修体系、研修内容が良いのかなど、研修部役員で協議しながら進めていきたいと思っております。

そのほか、会員の皆様に多くの研修機会に接することができるよう、昨年に引き続きeラーニングコンテンツの拡充、土地家屋調査士CPD制度の統一的運用、講師団名簿の調製、研修インフォメーションの充実と積極的な活用の推進などを行っていきたく考えております。

今期の研修部は、小野副会長の下、私と松本次長、東次長の4人で担当いたします。前期からすると1名減となりましたが、研修部役員、研修部担当職員と一丸となり、努力を重ね、事業を進めてまいりたいと考えております。各ブロック協議会、各土地家屋調査士会、各会員の皆様のご協力を、よろしくお願い申し上げます。



常任理事・広報部長就任のご挨拶

広報部長 やまだ 山田 かずひろ 一博



平成21年度、連合会の理事3期目に広報部長を拝命いたしました。あれから約10年、今回2度目の広報部を担当することになり、どのように運営していくのかを考えてみました。

自分の置かれた立場を大きく**6項目**に分けて行うことに決めました。1つ目は常任理事として、2つ目は広報部部長として、3つ目は会報発行担当部責任者として、4つ目は外部広報を企画する者として、5つ目は内部広報を伝達する者として、6つ目は70周年記念事業実行委員として、ダイナミックに大きな方針とターゲットを絞った細かな企画を組み合わせ、**【社会との連携】**を第一に、**国民の生活の安定と向上を資する土地家屋調査士**をいかに社会へ浸透させていけるか、また必要とされる資格者として役立てるのかを必ず実現できるようにしたいと考えております。

【社会との連携 つなぐ。】をこころに刻んで、総会で承認していただいた事業計画を進めていくことと**新たなインスピレーション**を生み出すことが最も大切だと考えています。

さらに連合会、全調政連、公嘱協会、ブロック協議会、単位会の融合と調和のためお役に立つためにはどのような態度をとればよいのか？他の部との連携をするには何をすればよいのか？各単位会の広報部と連携するにはどのような形がよいのか？と自問自答を繰り返しながら、その狭間の中、**【選択と決断】**をしてやり遂げていきたいと考えています。

これからの広報は何かをやるだけのものでは駄目なので、必ず成果を導き出せる可能性を秘めたものでないと意味がないと考えています。社会とどのように連携し、我々の知見と経験を生かして、その物事や担当されている人々にサポートができるのか、そのプロセスと結果を明確に伝えることが大切なこと**【広報】**だと考えています。

今、チャンスが多く世の中には存在しています。社会の問題を解決できる土地家屋調査士の活躍が期

待されています。広報部が適正かつ公平にその活躍を取り上げて全国の土地家屋調査士に伝え皆で共有し、社会のあらゆる人々に理解され活用の場を与えてもらえれば資格者として最高の幸せだと思います。これから広報部を担う自分に期待をし、皆様と話し合い、素晴らしい70周年をやり遂げることをお誓いいたします。2年間、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

常任理事・社会事業部長就任のご挨拶

社会事業部長 きたむら ひでみ
北村 秀実



近畿ブロック協議会から推薦をいただき、常任理事を拝命いたしました滋賀会所属の北村秀実です。連合会理事2期目で前期に引き続き社会事業部を担当いたします。二年前の理事就任のご挨拶で「中途半端な取り組みが一番タチが悪い。」ということを肝に銘じて事業に取り組みたいと宣言いたしました。しかし、この二年を振り返ると、幾つかの事案が継続案件として残っています。

社会事業部の業務の分掌をキーワードでいうと、地図作成・整備、ADRセンター、公共嘱託登記、法テラス、空き家等に関する事項が掲げられます。また、今期からは民間紛争解決手続代理関係業務、土地家屋調査士の司法参加に関する事項についても社会事業部で取り組みます。これら全て関係省庁、関係機関との協議折衝が伴います。そのためにも、各単位会や会員の皆様からのご意見、情報を勉強し、全国の現状をしっかりと把握して事業に当たりたいと思います。今期は、宮城会の高橋次長、釧路会の松田理事、長野会の久保理事という体制で、皆さん私より一回り以上年下の活力に満ちたメンバーです。

皆さんと一緒に、今までやってきたことをそのまま受け入れるのではなく、好奇心と疑問心を持ちながら全力で事業に取り組みたいと思います。

皆様の応援、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

常任理事・研究所長就任のご挨拶

研究所長 みた てつや
三田 哲矢



この度、常任理事として研究所を担当させていただくこととなりました四国ブロック協議会、高知会所属の三田哲矢です。今期は、研究所長として、社会事業部、業務部の経験を活かし、新たな部署にて、土地家屋調査士を取り巻く課題に取り組んでいきたいと考えています。

國吉会長から、本年度の研究課題として、今まで行ってきた研究成果を活かしつつ、より実務に即したテーマを掲げて活動を行ってほしいとの指示を受けました。それを基に、研究としては、「歴史的な地図・資料等の地域性に関する研究」「最新技術に関する研究」「不動産取引に関する研究」「国土の有効利用に関する研究」の4つを主な研究テーマとして掲げ、より土地家屋調査士に有用性のある研究を行っていくこととしています。

研究は、ややもすれば成果の作成が目的となりがちでしたが、土地家屋調査士を取り巻く現在・過去・未来における問題や課題に向き合い、その対応や対策についての解決手段となり得る成果にしたいと考えます。研究成果の蓄積はもちろんのこと、各部との連携・共有や、業務への提言に活用できることを念頭におき、活動いたします。

伊藤研究所担当副会長の下、林次長、今瀬次長と共に、研究に携わっていただく研究員のフォローを行いつつ、研究課題に一丸となって取り組んでいく所存ですので、どうぞよろしくお願いをいたします。また研究員はもちろんのこと、各単位会及び会員の方々のご理解、ご協力、ご支援の程、併せてお願い申し上げます。簡単ではありますが、私の就任のご挨拶とさせていただきます。

土地の表示に関する登記の沿革 (9)

都城市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事
新井 克美



第9 戦後の表示登記の沿革

続きから1～2は、8月号(No.751)掲載)

3 土地台帳の登記所への移管

(1) 申請主義に基づく登記簿表題部の問題

- a 土地台帳は、土地の状況を明らかにし、地租を徴収するために必要な事項を登録する課税台帳であると同時に、地籍に関する台帳として、不動産登記制度の基礎となるものであった。
- b 土地台帳は課税台帳であるから職権主義であるのに対して、登記簿は私的自治の原則が働く民法の手続法であるから申請主義である。

このため、山林が宅地に変更された場合、税務署は、申告がなくても、職権をもって、土地台帳上の地目の記載を山林から宅地に変更することができるが、登記簿上の地目は、地目変更の登記の申請がなければ山林のままである。

また、一筆の土地の一部の地目が別地目となった場合、税務署は、分筆の申告がなくても、職権で分筆の登録をする(土地台帳法27条1号)が、当該土地の登記簿の記載は、分筆の登記の申請がない限り、登記簿上は一筆の土地のままである。

- c 権利に関する登記をいくら正確に実行しても、その物理的な内容(表題部の記載)が正確でなければ、砂上の楼閣である。終戦直後、登記制度の研究が発足した(注1)。この研究会において、登記簿表題部の記載が不正確であることが問題となり、登記制度の理想としては、登記簿と台帳を一元化することが望ましい、との議論をしていた(注2)。

(注1) 新谷正夫元民事局長は、「不動産の台帳登録及び表示登記制度の回顧、現状及び展望(1)」(登記インターネット2巻6号10ページ)において、「終戦の直後で、まだ日本中すべて物資が欠乏している時でありましたが、文部省から、いろいろな制度の基本問題について研究するようなことがあれば助成金を出す、というようなことがあり

ました。その話に乗って、私が我妻先生と相談し、登記制度の研究会をつくりました。将来の登記制度をどうするかということはその主眼としたのでありますが、当時のことをごくかい摘まんで申しますと、日本の不動産登記制度と台帳制度というものが非常に密接に絡み合っていました、しかし、これは一方は登記所ですが、一方は税務署の所管になっておりまして、この二つの二元的な組織の上で、両方がそれぞれ運営され、そして登記所でそれが一つになったような感じで登記法の上に反映されてくる、という仕組みになっておりました。したがって、事務を扱うにしても、税務署の事務と、登記所の事務と二元的なものになって、必ずしも登記所だけでスムーズに仕事を運ぶということはできなかったのです。そういう状況の下で、いまの我妻研究会が発足いたしました。」と述べている。

(注2) 前掲新谷局長は、前掲書(2巻6号11ページ)において、「日本の登記制度をどうするかということは、……台帳制度の上に乗ったような形の登記制度であります。しかも、これが非常に手数と時間をかけ、国民の利便にも非常に妨げになる面もありましたので、これをなんとか統合することはできないだろうか、ということが中心議題となったのであります。「統合」と申しましても、片や登記所で、片や税務署であります。私どものほうから、大蔵省なり税務署に向かって、「台帳をこちらへよこせ」などということはおくびにも出せないような問題でした。しかし、登記制度のいろいろな問題を研究しながらも、心の底では将来いずれ可能であれば、台帳制度と登記制度を統合するような形の登記制度を作ったら非常に簡易迅速な、しかも的確合理的なものができるのではあるまいか、ということが結論的な構想ではありました。しかし、これを表に出すわけにはいきませんでした。したがって、我々の議論の過程ではそういうことは非常

に重大な問題として現れたのでありますけれども、登記と台帳の統合とか一元化というようなことは、そのままの形で眠ってしまったのであります。私どもも、できればそうしたいという気持はありましたけれども、いま申し上げましたような事情でそれはとてもできるものではない、というのが皆様の一致した意見でした。」と述べている。

(2) 土地台帳法の一部改正の経緯

a 昭和24年5月、シャープ税制使節団が来日し、我が国の国税及び地方税全般にわたって課税制度の徹底的合理化を勧告した。

この勧告に基づく税制改正において、地方自治の本旨に基づく自治行政の財源確保のため、地方税法(昭和23年法律第110号)の全面改正が行われ(昭和25年法律第226号)、昭和22年以降府県税であった地租及び家屋税が廃止され、市町村が固定資産税を課することとなった。そして、その課税標準価格は、それまでのような賃貸価格とはせず、毎年市町村において認定する土地及び家屋の価格を基準とすることとされた。

b このため、税務署は、これまでのように府県税たる地租及び家屋税の課税標準を国の機関として決定し、土地台帳及び家屋台帳の登録を行う必要がなくなった結果、税務署において土地台帳及び家屋台帳に関する事務をつかさどる必要がなくなった。

そこで、これら台帳事務を、これと最も関係の深い不動産登記の事務をつかさどる登記所に移管し(注1)、併せて、土地台帳及び家屋台帳の事務と不動産登記事務との間に、ある程度の手続上の簡素化を図るとともに、従来どおり、市町村に土地台帳及び家屋台帳の副本を備え、市町村の課税上の支障を生じないよう相互の連絡を図ることとなった。

法務府では、昭和24年秋以降、関係法律の改正立案に着手し、昭和25年1月31日に土地台帳法等の一部を改正する法律案要綱が閣議決定された(注2)。この改正においては、土地・家屋台帳事務の移管に必要な最小限度のものにとどめられ、土地・家屋台帳制度(表示に関する登記制度)の根本的な改正は後日に委ねられた(注2)。

c この要綱に基づく土地台帳法等の一部を改正する法律案は、政府提出法案として、地方税法案とともに第7回国会に提案(注3)された。同法案は、

昭和25年4月22日、衆議院本会議で可決され、同月26日参議院法務委員会においても全会一致をもつて可決されたが、地方税法案が参議院本会議において否決されたため、これと密接不可分の関係にある土地台帳法等の一部を改正する法律案も参議院において審議未了となった。

その後、第8回臨時国会において、地方税法案が再度提案されることとなったため、前記要綱に基づく土地台帳法等の一部を改正する法律案は、改めて、同国会に提案され、昭和25年7月31日、地方税法の成立と同時に可決成立し、昭和25年法律第227号をもって、即日公布・施行された。

d 土地台帳法の一部改正に伴い、土地台帳法施行令(昭和25年政令第246号)及び土地台帳法施行細則(昭和25年法務府令第88号)が、それぞれ公布された。

土地台帳法施行細則第2条により、登記所に土地台帳のほかには地図を備えることが明記された。

e 改正土地台帳法の内容は、次のとおりである。

- ① 登記所に土地台帳を備え、その登録事務は、当該土地につき登記事務をつかさどる登記所がつかさどること。
- ② 賃貸価格に関する規定を削除すること。
- ③ 申告は、市町村を経由してすることができること。
- ④ 法令により登記名義人又はその相続人に代位して不動産の表示の変更その他の前提登記を申請し又は囑託することができる者は、土地台帳法による申告についても、代位してすることができること。
- ⑤ 何人でも手数料を納付して土地台帳の閲覧又はその謄本の交付の請求ができるものとし、その手数料の額は、政令で定めること。
- ⑥ 土地台帳法施行規則を整理して、重要な事項は、土地台帳法中に規定すること。
- ⑦ 土地台帳には、地方税法の規定により市町村長が通知した土地(第二種地を除く。)の価格を記載すること。

f 土地台帳法の改正に併せて、不動産登記法の改正が行われた。その内容は、次のとおりである。

- ① 登記所が土地の所有権、質権若しくは地上権の得喪変更に関する事項の登記をした場合における所轄税務署に対する登記事項の通知を廃すること。
- ② 土地の所有権保存の登記及び不動産の分割、合併その他の表示の変更の登記を申請する場合

における土地台帳謄本の提出を要しないこと。

③ 土地又は登記名義人の表示が登記簿と土地台帳と符合しない場合には、その土地の表示又は登記名義人の表示の変更の登記によりこれを符合させた後でなければ、他の登記をすることができないこと。

④ 土地台帳法による申告をする場合において、別に登録税を納付したときは、当該申告のほか、土地の表示若しくは登記名義人の表示の変更の登記又は所有権保存の登記の申請があったものとみなすこと。

(注1) 川島一郎元民事局長は、土地台帳の登記所移管の経緯について、「不動産の台帳登録及び表示登記制度の回顧、現状及び展望(1)」（登記インターネット2巻6号14ページ）において、「シャウプ勧告は、その府県税を今度は市町村税に、ということになるわけでありませう。それによって、土地台帳、家屋台帳の制度はどうなるのか、ということが我々には大きな関心があったのであります。ところが、昭和二四年九月半ばにシャウプ勧告の細かい内容が発表になりましたが、それにも課税台帳のことは書いてはありませんでした。ちょうどその時に、九月末ごろだったと思いますが……農林省のほうからの情報として、「台帳が市町村に移管されるらしい。法務省が台帳所管したほうがいいのではないか」ということを言ってきました。……税務署が台帳を手離すのであれば、民事局としても台帳の移管を受けてもよい、ということは既に局長も課長も考えていたことです。……農林省の話では、かなり自治省の作業が進んでいるらしいとのことでありますので、とにかく、こちらの考えを自治省に知らせておこうと思ったわけですね。……翌日私と晝間さんが自治省に行き、市町村税課長であったと思いますが、課長の奥野さんに会って、説明し、理由書を渡して来ました。そして新谷さんが帰ってこられた後に、今度は正式に話をしたいということで新谷さんと私が奥野さんと、その上の部長と会って話をしたのですけれども、「よしわかった。それじゃあ、こちらでよく考えてみよう」ということになったわけですね。私の考えでは、自治省としても、地籍というような重要な問題を市町村に持って行ってしまふのは多少問題がある、と考えていたのではないかと。とにかく、昭和二四年の一〇月か一一月ごろには、「それでは法務省のほうでやってもらおう」とい

うことになってきたわけですね。」と述べている。

(注2) 新谷正夫・川島一郎「改訂土地家屋台帳法解説(復刻)」6ページ

(注3) 土地台帳法等の一部を改正する法律案の提案理由説明は、次のとおりである(昭和25年4月4日第7回国会衆議院法務委員会議録第19号9ページ)。

現在の土地台帳及び家屋台帳は、土地家屋の状況を明らかにし、地租及び家屋税を徴収するために必要な事項を登録する課税台帳でありますと同時に、地籍、家屋籍に関する台帳といったしまして、不動産登記制度の基礎ともなっているものであります。しかるにこの土地台帳及び家屋台帳に登録する賃貸価格の調査決定は、税務署においてこれを行うこととなっております関係上、その台帳の事務は税務署の所管とされていたものであります。他方、不動産登記の事務が登記所の所管でありますために、不動産登記制度の見地から考えますならば、いたずらに手続を煩雑にし、事務処理の円滑を欠くうらみがあったのであります。今回、税制改革の一環といたしまして、地方税法の改正が行われようとしておりますが、これによりますと、地租及び家屋税は市町村がこれを徴収することといたしますとともに、その課税は右の賃貸価格を基準とせず、毎年市町村において認定する土地家屋の価格を基準として行われることとなりますが、その結果は、賃貸価格の登録をする必要がなくなり、従ってまた税務署において台帳事務をつかさどる理由も消滅することとなるのであります。ここにおいて、土地台帳及び家屋台帳の事務は、これと最も関係の深い不動産登記の事務をつかさどる登記所に移管し、あわせて土地台帳及び家屋台帳の事務と不動産登記の事務との間に、ある程度の手続上の簡易化をはかりますとともに、従来通り市町村に土地台帳、家屋台帳の副本を備え、市町村の課税上支障を生じないように相互の連絡をはかることといたしたのであります。以上申し述べました趣旨によりまして、土地台帳法、家屋台帳法、不動産登記法その他関係法律の規定に所要の改正を加えるため、この法律案を提出いたしました次第であります。(以下省略)

(次号へ続く)

第5回 測量・地理空間情報 イノベーション大会

第5回「測量・地理空間情報イノベーション大会」が東京大学伊藤国際学術研究センターにおいて、令和元年6月12日(水)、13日(木)の二日間の日程で開催されました。

主催は公益社団法人日本測量協会で、共催はスペシャリストの会(空間情報総括管理技術者の会:SPの会)、ジオメトリストの会(地理空間情報専門技術者の会:GMの会)、後援は国土交通省国土地理院によって行われました。

このイノベーション大会は公益社団法人日本測量協会の公益事業の一環として、測量地理空間情報に関する技術と、それを利活用した新事業の展開、更には人材育成や教育研修など、当該分野の技術革新に資する幅広い議論と情報発信の場として開催しているものです。

イノベーション大会の講演は、伊藤謝恩ホール(B2F)、多目的スペース(B2F)、ギャラリー1(B1F)、ギャラリー2(B1F)の4会場でそれぞれ行われ、そのプログラムの多さに驚かされます(講演内容については紹介しきれないので、測量イノベーション大会のホームページ<http://www.jsurvey.jp/innovation.htm>でご確認ください)。また、メイン会場である伊藤謝恩ホールでの講演は、全国の測量協会各9支部に同時中継され、支部会場でも受講が可能となっていました。

今回はその伊藤謝恩ホールで行われた講演を聴講しましたので、講演概要を説明させていただきます。

講演プログラム 1日目 〈会場:伊藤謝恩ホール〉

■地理空間情報技術の最前線

- ・準天頂衛星受信機の最新動向
…(一財)衛星測位利用推進センター 松岡 繁 氏
- ・高精度測位時代の自動運転支援ダイナミックマップ基盤整備状況
…ダイナミックマップ基盤(株) 柳澤哲二 氏

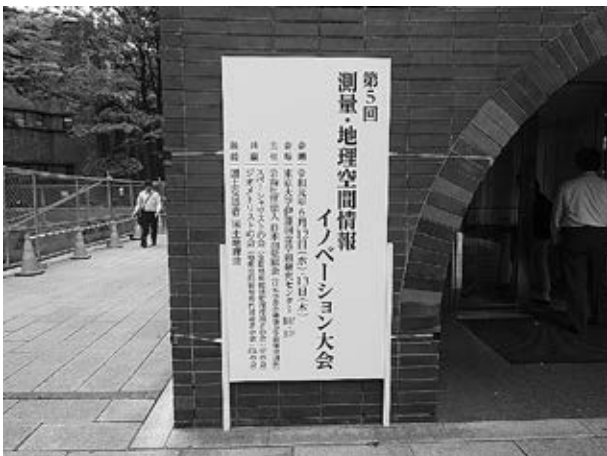
■経営者が考えるこれからの測量

- ・未来から見る測量
…(株)パスコ 島村秀樹 氏
- ・国際航業が考えるこれからの空間情報技術
…国際航業(株) 土方 聡 氏
- ・超スマート社会を拓け
…アジア航測(株) 小川紀一郎 氏
- ・測量を飛び出せ
…朝日航洋(株) 尾暮敏範 氏

講演概要

■地理空間情報技術の最前線

前半は、準天頂衛星受信機の最新動向の話がありました。準天頂衛星は2010年に初号機が打ち上げられ、現在では5号機が開発されています。QZS配信サービスにはサブメータ級補強信号SLASとセンチメータ級補強CLASがあり、観光防災・無人



走行アイコンストラクション・IT農業や、無人走行機による作業といった民間利用の実証実験を行ってきました。この講演では、主に衛星からの受信機のこれまでの価格や大きさの動向を、販売会社の商品から比較して説明されました。

後半は、QZSセンチメートル級補強信号CLASを使って、自動運転を静岡県で実証実験を行った事例が紹介されました。自動走行を行うために、実際に走行させる道路の状況のデータを3次元点群データとして採取し、そのデータを解析・物理化し、自動運転を行う内容のものでした。

■経営者が考えるこれからの測量

午後の部では、「経営者が考えるこれからの測量」を大きなテーマとして、各社で現在取り組んでいる事業についての説明がありました。

「未来から見る測量」では、「これからの20～30年は、過去1,000年かけて経験した以上の変化が人類に降りかかってくる」の言葉が印象的で、ここ近年での技術の進歩が目覚ましいと感じました。科学者が不可能なことを真剣に考え、思いもよらない科学の領域を切り開いてきたことや、100年以上前の小説で、20世紀のパリに通信ネットワークやガソリン自動車、超高層ビル、高速鉄道の存在を予想していることなどを挙げ、これからの測量技術にも様々な課題が存在するため、未来からの目線で考えることが大切であるとおっしゃっていました。

また、「超スマート社会を拓け」では、現在の測量技術がどこまで進んでいるのかという内容で、災害地形候補地抽出手法として、赤色立体地図を利用してAIを用いた地形判読技術の紹介や、AI点検のための構造物3次元モデルの活用技術の紹介では、SLAM型レーザースキャナによる点群モデルやカメラ画像によるメッシュモデルを作成し解析する技術の説明がありました。

講演プログラム 2日目

■注目の空間情報技術～ UAVの新たな動向～

- ・測量をとりまく最新3D技術の動向
…国際航業(株) 村木広和 氏
- ・UAVの最新技術動向と実利用

- …ルーチェサーチ(株) 渡辺 豊 氏
- ・UAVの災害対応に求められる技術とその社会展開
…国立研究開発法人 防災科学技術研究所
内山庄一郎 氏

■測量サミット～近代測量150年～

- ・近代測量150年：新しい節目を迎えて
…国土交通省国土地理院 鎌田高造 氏
- ・鉄道分野における測量調査の変遷
…(公財)鉄道総合研究所 小野田滋 氏
- ・日本の地籍 その歴史と展望
…鹿島建設(株) 鮫島信行 氏

講演概要

■注目の空間情報技術～ UAVの新たな動向～

「測量をとりまく最新3D技術の動向」では、UAVを用いた写真測量の注意点や、UAVを用いて写真撮影をする際に、SFM・MVSソフトを用いる場合と、UAVレーザを用いる場合のそれぞれの注意点が説明され、実際の解析方法としてSLAM手法による3次元点群の扱いについて説明がされました。

また、「UAVの最新技術動向と実利用」では、最新技術のUAVは、有人化できるように巨大化や、航続距離が40kmと世界初の機体が開発されていることが紹介され、活用事例では、構造物調査として橋梁点検や、無人航空レーザシステムによる地表面のデータ採取技術、グリーンレーザによる河床計測事例の紹介がされました。

■測量サミット～近代測量150年～

午後の部では、「近代測量150年：新しい節目を迎えて」をテーマに、明治から令和へ時代が変化していくことの測量技術の進化や、これからの国土地理院と題し、地殻変動に追随した測地基準系の維持、最新の地図の維持、災害初動時の情報収集に尽力すること、新しい測量技術の定式化と普及に努めたいと説明されました。また、近代測量150年のイベントで全国の道の駅でパネル展を開催しており、是非参加してほしいとのことでした。

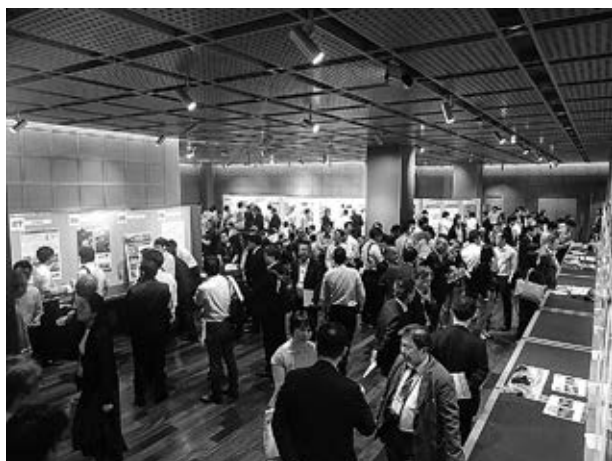
「日本の地籍 その歴史の展望」では、目賀田種太郎氏が大蔵省へ入省し地租課長へ就任するまでの略

歴が紹介され、韓国土地調査の礎が目賀田氏により築き上げられたこと、現在韓国での技術が進んでいて、国土地理情報マップを見れば、基準点から筆界点の管理までされていることの説明がありました。また、第7次国土調査事業十箇年計画の課題として、筆界未定地の発生防止や街区地籍調査方式の導入を挙げ、事例としてオーストリアでの地籍調査では、境界確認では筆界未定を発生させないために、正当な理由なしで立会拒否した場合の立会の同意や、所有者が不明な場合の立会権限等が明記されており、施行者側への強力な権限が与えられていると説明がありました。このような立会要件の緩和にどこまで踏み込めるかが、十箇年計画のカギとなるそうです。

最後に、今回のイノベーション大会に参加し、近

年の測量技術の発展には目覚ましいものを感じました。講演中の「これからの20～30年は、過去1,000年かけて経験した以上の変化が人類に降りかかってくる」との言葉にもあったように、これから先も我々が考えられないような技術の発展があるのではないかと、最先端の情報に常にアンテナを張って、その技術を我々の業務にいかに取り込んでいけるか、がポイントだと感じました。また、外国の土地調査や地籍調査の話がありましたが、施行者にかなりの権限が与えられており、このような制度が日本にも取り入れられれば、今後の土地家屋調査士の権限の強化や発展につながっていくのではないかと思います。

広報員 久保智則(長野会)



愛しき

我が会、我が地元

Vol. 67

滋賀会

『登録して17年。時々関わった広報部』

滋賀県土地家屋調査士会 広報部長 西村 晋一

娘の誕生とともに私自身が土地家屋調査士として世に登場して、2019年8月で17年がたちました。私は補助者時代を滋賀県でも有数の厳しい先生の下で過ごした後に、土地家屋調査士登録をしました。私が登録してからもその先生は「今までの補助者の中でも一番出来が悪かった」と本音とは思えない冗談を交えて扱っていただき、おかげで他の先輩土地家屋調査士には早く覚えていただき可愛がっていただいたと思います。そんな私の師匠も昨年土地家屋調査士を引退されました。一方で私がこうして広報部長として本記事を書かせていただいていることに時代の移ろいを感じざるを得ません。

それはさておき、私は広報部には平成15年から17年の2年間、平成25年から27年の2年間と過去二回に分けて所属しました。令和になって初の滋賀県土地家屋調査士会定時総会において広報部長を拝命し、この度、三度目となる広報部を経験させていただくことになりました。そんなわけでこの記事を書かせていただくに当たり、私自身が経験した我が愛すべき滋賀県土地家屋調査士会の広報活動を振り返りたいと思います。

まず、私にとっての広報部活動一期目は、土地家屋調査士登録の翌年から始まりました。当然のことながら広報活動などさっぱりわからず、先輩土地家屋調査士先生(今では滋賀会の会長、つい先日まで

近畿ブロック協議会会長)に連れられ、滋賀県第一の大社である多賀大社(お多賀さんと呼ばれ、お伊勢さんはお多賀さんの子といわれています)の参道に事務所を構えておられた先輩土地家屋調査士の事務所を訪問して記事を書かせていただきました。この「事務所訪問」のコーナー記事は一時中断したものの、今でも続く滋賀県の会報誌の人気コーナーです。来年会報誌を発刊するに当たっては、近江牛の畜産農家と兼業している土地家屋調査士の方を訪問し記事にしたいと思っています。

私にとって二度目となる広報部活動は、それから10年の間をおいてやってきました。その時、私は広報副部長となり少し出世していました。この時は自分自身がマラソンにはまっていたこともあり、広報部員みんなに呼びかけ忍者の郷で知られる甲賀市で毎年開催される10時間耐久リレーマラソンに参加しました。1周約1.5キロのコースを10時間掛けて何周できるのかという大会です。我々滋賀県土地家屋調査士会は、平均年齢40オーバーのチームながら67チーム中23位という記録を残し、10時間身体を張って土地家屋調査士をPRできたと思います。ちなみに作成した専用Tシャツは下の画像のようなもので、実は翌日開催した土地月間県民フォーラム(土地家屋調査士会、不動産鑑定士協会、滋賀県と共催)をPRする内容となっています。



10時間耐久リレーマラソン参加



ローマ字表記で翌日の土地月間県民フォーラムをアピール

そしてふたたび4年の間をおいて三度目となる広報部活動にこれから取り組むことになるわけですが、いよいよ広報部長として関わらせていただくこととなります。どのようなカタチで土地家屋調査士をPRすべきか現在思案中です。近年では、ピワイチと称して我が琵琶湖を自転車やマラソンなどで一周するイベントがあり、それらを真似て何かでき

ないかなあ、若しくは来年は東京オリンピックの年でもあり何かのカタチで絡めないかなあ、と日々模索しているところです。いずれにしても土地家屋調査士という仕事を広く知ってもらい、興味をもってもらう広報活動を、土地家屋調査士仲間と楽しむ二年間にしたいと思っています。



土地月間県民フォーラムの様子



過去の会報しが

沖縄会 『当会の土地家屋調査士PR活動と社会貢献事業』

沖縄県土地家屋調査士会 久高 兼一

はじめに

今から20数年前の平成初めの頃は、周りでは土地家屋調査士といっても「ウチはいくらになる?」、「いい物件があったら紹介して!」などと誤解が多く、その都度、業務内容の説明をしていました。

土地家屋調査士の知名度の低さは以前より指摘がある課題ですが、今回の寄稿では会員の熱心なPR活動と社会貢献事業について、ここ数年の活動内容ですが幾つか触れてみたいと思います。

PR活動について

始めに、毎年7月31日の土地家屋調査士の日を記念して開催しています「全国一斉不動産表示登記無料相談会」は、「土地の境界トラブル無料相談会」と分かりやすいタイトルで、ポスターを作成し、新聞広告とともにPRに努めています。当会は本島内に5支部、宮古と八重山に1支部ずつの計7支部が

あり、各支部の1会場には法務局職員の皆様も同席相談員としてご参加されています。

おかげ様で毎年50件余りの多数の相談件数があり、平成30年10月号(No.741)連合会誌「土地家屋調査士」には、その寄稿があります。

また、当県では10種の資格士業団体で構成する「沖縄士業ネットワーク協議会」という組織があり、年3回の会議と8月は親睦ゴルフ大会、11月はよろず相談会を年間行事として実施しています。

この協議会では平成28年3月の那覇市を皮切りに、豊見城市、糸満市と「大規模災害発生時における相談業務の支援に関する協定書」の締結を行い、また、当会と公嘱協会では熊本地震の教訓から災害時の住家被害認定調査業務等を行う「災害時における支援に関する協定書」を豊見城市と糸満市で締結し、両市とも県紙2紙に掲載されました。

地元の住宅関連紙では連載企画に当会役員とおき

なわ境界問題相談センター運営委員で寄稿し、土地の境界紛争解決事例の紹介やQ & A形式による投稿で境界問題解決への一助となっております。

当会では昭和40年に琉球土地建物調査士会を設立後、県内外より来賓をお招きしての周年事業としての記念式典と記念祝賀会を行い、県紙2紙に全面広告として掲載、PRをしています。

平成27年11月20日には創立50周年記念式典・祝賀会を挙行し、当時の林千年連合会長や九州ブロック協議会構成会の各会長様もご臨席され、その後は記念誌を発刊いたしました。

* 社会貢献事業として *

土地家屋調査士が段々知られてくようになると当会へ各機関よりお声掛けが多数来るようになりました。平成25年度は地元紙から「琉球国之図展と完全復元伊能図フロア展」への協賛と関連イベントの実施、これはかつての琉球王国の尚家の財団が保有する琉球国之図(レプリカ)を初めての一般公開と伊能忠敬作成の地図の公開に合わせたイベントでした。当会は関連イベントで「歩いてキョリ当てゲーム大会」を行いました。平成25年7月は絵本「じめんのボタンのナゾ」を県内の小学校図書館へ県教育委員会を通じて寄贈しました。本島や離島を含めて地元紙やホームページに大きく掲載され、大いに宣伝になったと思います。平成28年3月は県立博物館美術館企画展として「琉球沖縄の地図展」の実施へ参加を協力し、小学生対象関連イベントの「測量を体験しよう！」を実施しました。当会は実際に測量で使用する機材の平板測量道具の一式、トータルステーションの展示などを協力し、関連イベントでは県内



琉球国之図展と完全復元伊能図フロア展の様子



測量体験学習準備のための平板設置の様子

の小学生に平板測量を実体験してもらおうと当会会員のサポートの下で図面の作成や復元測量による宝探しゲームを行い、その模様はその日、夕方のテレビニュースで放映されました。

また、平成29年9月7日の沖縄市の市民平和の日を記念したイベント「折り鶴プロジェクト ギネス世界記録に挑戦 最も長い折り鶴レイ」へ検測機関として参加しました。こちらはその日の夕方の地元テレビ局のニュースで取り上げられていました。



折り鶴プロジェクトの検測する直前の様子

* まとめとして *

不動産取引など業務の中で、なかなか表に出ないところやまだまだ知名度が低いところがありますが、地道な活動や行事の参加、ADRや筆界特定制度の周知を通じて、以前に比べ向上しているように思われます。また、これらのイベントを通じて会員の連携結束のいい効果も感じました。今後も広く活動して、「土地家屋調査士」の名が広まることを期待したいと思います。

第1回中央新人研修会を振り返って

日本土地家屋調査士会連合会 前研修部長 土井 將照

令和元年6月1日(土)～3日(月)までの三日間、東京都調布市のNTT中央研修センターにおいて、日本土地家屋調査士会連合会が主催する、初の中央実施型新人研修「第1回中央新人研修会」が開催され、全国から集った341名の受講者が同研修を修了されました。受講者の皆様におかれましては、三日間にわたる集中研修、本当にお疲れ様でした。土地家屋調査士としての基本的知識、職業倫理、滅多に聞けない講師からの講義、全国の同期の仲間との交流など、受講された方にとって大変貴重な、そしてこれから成長していく土地家屋調査士となるために必要な「コア」の部分を理解され、身に付けられたことと思います。どうか未来を担う素敵な土地家屋調査士を目指してください。

今回開催された中央実施型での新人研修会につきましては、平成28年度から連合会内部において、研修制度の充実の一環として、その実施の必要性が改めて認識されるようになり、平成29年度予算に、実現に向けた検討を行うための会議の開催費用が計上されました。そこで全国8ブロックから各1名「研修員」を選出してもらい、「中央実施型新人研修」、「中央研修所構想」、「資格更新研修」について研修部と共に検討をしてもらうことにしました。

これまでの新人研修については、土地家屋調査士新人研修実施要領第4条第1項の規定により、各ブロック協議会に委託する形で実施してきました。

各ブロック協議会では、地域の特性を生かしつつ、工夫を凝らしたブロック新人研修会を企画、実施されてきました。その努力と実績の積み重ねには、本当に頭の下がる思いです。

一方、土地家屋調査士新人研修としては、広く一般に同一講師による同一内容、同一レベルの講義を行い、基礎的レベルを均一にする必要があるという認識も当然にありました。

現在の社会情勢に目を向けると、プロフェッションに対する厳しい視線があらゆるところから向けられていることに気が付くはずです。そこで、これか



らの土地家屋調査士制度を充実させるには、連合会が考える基礎的素養を備えた土地家屋調査士を輩出していかなければならないという結論に至り、そのためには新人のうちに「常に研鑽する土地家屋調査士」を体得してもらうことが肝要であるとして、その実現のために中央実施型新人研修が計画されました。

平成29年、第74回定時総会の後、新役員による事業がいよいよ開始されるという夏の終わりに、先述した内容の検討を行うのに最適な「研修員」の選出を全国の8ブロックにお願いしました。

選任された研修員は次のメンバーです。北海道ブロック森田和夫(札幌会)研修員、東北ブロック星隆志(宮城会)研修員、関東ブロック橋立二作(東京会)研修員、中部ブロック花宮賢二(愛知会)前期研修員、日置清一郎(岐阜会)後期研修員、近畿ブロック西村和洋(滋賀会)研修員、中国ブロック井上哲也(山口会)研修員、四国ブロック横井靖司(香川会)研修員、九州ブロック又木秀幸(鹿児島会)研修員。各ブロックからえりすぐられた研修の精鋭がメンバーに加わり、連合会研修部特設チームが誕生しました。以降、このチームを「研修員会議」と呼ぶようにしました。

研修員会議では、連合会研修部役員のみではたどり着くことのできないようなアイデアや分析、各地域の特質、お互いに目から鱗とでも言いましょうか、地域の慣習と実情など、それぞれの地域からの考えや思いを十二分に伝え合い、お互いに理解をしながら

ら協議が進むという、とても中身の濃い会議を積み重ねることができました。振り返ると本当によい会議ができたと思います。

平成29年10月19日(木)～20日(金)にかけて第1回研修員会議が開催されました。初顔合わせとなったこの会議、岡田会長の冒頭の挨拶で「平成30年の土地家屋調査士試験の実施時期が変更されるので、中央実施型新人研修は平成31年度に実施したい。各研修員の知見を集約し、土地家屋調査士の魂を注ぎ込むような新人研修にしたい。」との熱い思いが示され、身の引き締まる思いがしました。平成28年度の時点では、この研修員会議で中央研修の実現の可否を含めた検討を行い、具体案の提示までを行うのだろうと考えていましたが、この岡田会長の思いを伝えていただいたことを契機に、必ず実現するのだという決意になりました。決意ができてしまえば、後は実現に向けての方策を話し合うという道筋に沿って「邁進あるのみ！」でした。

初顔合わせの昼間の会議の後は当然？懇親を深めるための夕食会を行いました。その場でも各研修員の深い知識、思いを語り合うことができ、チームとしての結束を固めていく契機となりました。以降、平成31年2月26日(火)～27日(水)の平成30年度第4回会議までの間、研修員会議は計7回開催され、令和元年6月1日の本番に臨みました。

中央実施型の新人研修を実施するに当たっては、各ブロック協議会が行っているブロック新人研修会について、どのような中身で運営はどのようにしているのか、実際にこの目で見て、場の雰囲気も体で感じておく必要があると考え、平成29年度の関東・近畿・東北ブロック協議会、平成30年度の関東ブ

ロック協議会が実施する新人研修会を視察させていただき、計画立案の参考にさせていただきました。この視察は、研修会場候補の選定のための判断ポイントをつかむためにも有益でした。

研修員会議で活発な意見交換がされたのが、実施時期と研修方法です。まず実施時期の検討ですが、今までのブロック研修会は9月から3月にかけて実施されていましたが、2月と3月に行っているところが多い状況でした。その時期に実施しているブロックは、12月に発表される土地家屋調査士試験合格者をも受講者に取り込むべく、各土地家屋調査士会の役員の皆様が大変な努力をし、腐心して人数の確保に当たっていました。そのようにして毎年約350名の新人研修修了者を輩出していたのですが、平成30年度からは、土地家屋調査士試験の合格者発表が2月に行われることとなりましたので、今までのタイミングと同じようにして実施しようとする、4月から5月ということになります。しかしながらこの時期は、土地家屋調査士会及び支部の総会時期と重なっており、この時期に新人研修会を行うことは事実上無理であることが分かります。そこで次に検討したのが、総会が終わって連合会も含めた土地家屋調査士会の役員が交代してしばらくたった「秋」はどうかということになりました。この「秋」ですが、各ブロックから派遣されている研修員からの実体験上のお話として、台風シーズンに当たっていて、交通機関、特に飛行機の運航が確実ではないとの意見があり、皆がそのとおりという理解になりました。また、新人研修を実施するに当たっては、その計画実施準備、当日の手配など、かなり前から周到に用意しておかなければならないことが山のようにありますので、連合会総会後の役員交代があった年度では「秋」の開催は難しいだろうという意見が多く出されました。さらに「秋」はブロック協議会長会同や全国会長会議の開催などが立て続けに行われることから、秋での実施は無理だとの結論になりました。

それでは「冬」はどうかというと、東北・北海道では交通機関の乱れの心配がありますが、それ以上に重要視されたのは、試験合格者をほぼ1年の間、研修もせずに置いておいてよいのかということでした。当然ながらそのように放っておくことはできないとの結論になります。さらに、特別研修の実施時



受講者に思いを述べる岡田会長 ※役職は開催当時

期も7月に変わったこともあり、その学習効果を考慮した上で、どの時期が適切かということで絞り込まれたのが、土地家屋調査士会の総会シーズンが終わって連合会総会の直前、つまり6月初めのタイミングでした。そしてこの時期は、本州ではまだ梅雨本番にはなっていないことから、交通機関の乱れに対するリスクが少ないという利点もありました。このようにして実施時期が決められたのです。

次は、研修内容と実施方法の決定です。土地家屋調査士新人研修実施要領には、講義すべき内容が記載されておりますので、この要領が改正されるまでの間は、この要領に基づいて行うのが筋であるとの認識の下、中央実施型新人研修を計画することにしました。そして、実施方法の決定ですが、この件につきましては、研修部会、研修員会議、常任理事会、理事会と様々な会議の場で、それぞれの立場から見える「目指すべき姿」があることから、平成30年度が終わる頃まで熱い議論が幾度となくされました。

時期を同じくして、平成29年度の全国会長会議から「中央実施型新人研修」についての説明を始めましたが、その会議の中でも各土地家屋調査士会の事情もあってか、賛成反対ほぼ同数というような状況だったため、まだまだ細かいところの説明が足りないのだと反省しつつも、実施を前提とした会場候補の視察と講師候補の選任に当たることとして、何とかして実現させるぞとの思いを強くしたことが思い起こされます。

平成30年、第75回定時総会における研修部への質問事項が、この中央実施型新人研修に対するものを中心に、驚くほどの件数が上がっており大変驚きました。ということは、これらの質問にきちんと答えれば、理解を得るための絶好のチャンスになる！と良い意味に捉え（本当は肝を冷やしていた？かもしれませんが）、総会答弁に臨みましたが、そのとき答弁者席から見えていた会場の光景は今も鮮明な記憶です。この総会の後、中央実施型新人研修会の実施は、おおむね肯定的に受け入れてもらえるような雰囲気になっていったように感じました。

会場の選定ですが、これが実に大変でした。全国から集まりやすく、400人規模の大きな講堂があって、朝昼晩の食事ができ、さらに宿泊もとなると、想定する受講料の範囲で実施できる会場をこの日本

国内で探し出すのは本当に難しいのだということが次第に明らかになってきました。施設だけで見れば大きなホテルや旅館ということも考えられますが、費用がとんでもないことになります。視察に行った会場も大阪、成田、熊谷とホテル型の場所を回りましたが、費用面で連合会が想定する金額と折り合いが付きにくく困っていました。そのような中、なんとかたどり着いたのが今回の会場、NTT中央研修センターでした。こちらについても実は簡単にはいかなかったのですが、結果オーライということで良かった良かったということです。この会場は、かつての電電公社の頃から研修を目的に設計された施設で、講堂は約1,000席を備え、近接する建物は学校のような作りになっています。30～40名程度が座学で授業を受けられる教室が多数あることから、グループワークにも持って来いということで、正にあつらえ向きの施設でした。初の中央実施型新人研修の開催場所として最適だったと思います。

中央実施型の新人研修会の内容については、連合会が直に実施するのだから、連合会ならではの研修にしてほしいという声が多数ありました。そこで講師候補についても本気になって議論を重ね人選に当たりました。エポックメイキングは、寺田逸郎最高裁判所長官が退官され、連合会の顧問をお引き受けいただいたということです。このことは、基調講演を寺田先生にお願いできる（かもしれない）！ということで、連合会ならではの講演に実にふさわしい講師ということになります。そこで岡田会長にお願いして、隣接法律専門職である土地家屋調査士の新人研修会向けにということで、滅多に聞けない先生からのお話を聞くことができたのです。

馬橋隆紀講師には、専門家責任と倫理を中心に、新人研修会の後に実施される土地家屋調査士特別研修(ADR特別研修)の受講を踏まえた、基礎的な考え方についてもお話いただきました。

寶金敏明講師による筆界と境界のお話は、内容的に大変難しいところを含んでいましたが、それは「もし理解できないならもっと勉強してほしい。それが成長につながるんだよ。」という研修部からの愛情を込めたメッセージを取り入れてもらいながら、新人向けの講義として構成していただいたものでした。

山崎司平講師からは、専門家の事故、民事責任、

賠償の問題についての実務上の経験からのお話で、懲戒の関係なども含め、自分勝手な判断を原因とする身近に潜むリスクについてお話をいただきました。

今回の講義は、外部・内部の各講師の先生方が新人の皆様にもどうしても伝えたいこと、きちんと考えてほしいところを限られた時間内に絞り込んで構成していただいたもので、内容的にとっても良いものに仕上がっています。講師の皆様には大変なご苦労をお掛けしました。

令和元年6月1日、様々な課題をクリアし本番に向けた準備を整え、連合会初の中央実施型新人研修会の初日を迎えました。準備に当たってきた役員、研修員、職員の皆が、不安を胸にしなから全国から

集ってくる受講者を待ちました。初の事業ということで、経験的に予見できない状況が生じたりもしましたが、三日間にわたる第1回中央新人研修会は無事閉講することができました。

この中央新人研修会が、受講された新人土地家屋調査士の皆様の未来を明るくしていく礎として、さらには土地家屋調査士制度の益々の発展の一助となりますことを心から願うものであります。

今回の新人研修会の実施に当たって、これまでに携わっていただき、お世話になりました多くの方々には、この誌面をお借りして改めて御礼申し上げます。本当にありがとうございました。



左から楢立・井上研修員、(上段)藤本次長、小野副会長、山崎次長、西村・星・森田研修員、佐藤職員
(下段)左から又木研修員、松本理事、土井部長、日置・横井研修員、矢吹職員 ※役職は開催当時



土地家屋調査士新人研修修了者

令和元年度土地家屋調査士新人研修の修了者は以下のとおりです(順不同・敬称略)。

関東ブロック協議会(145名)

東京会(48名)

大久保景司	中野 秀樹	戸辺 力也
井上 裕貴	本間 英明	峰岡 一成
藤原 和久	佐々山泰和	小柳 範将
島田 泰幸	石橋 孝志	小川 實
星川 直也	川合 健史	大南 貴紀
高田 賢一	難波 誠	宮之原省吾
佐藤 裕和	小野 貴幸	田中 雅徳
河野 崇宏	田中 昇	武藤 昌裕
濱野長太郎	田中 優輝	岩館 稔
今江 信之	木村 稔	秦 篤彦
國松偉公子	蒲原 智哉	大野 保
持田 幸宏	川名 義博	谷 茂明
長岡 一廣	松本 智宏	杉村 拓郎
北島 瑞希	森田 明	竹林 俊哉
山村 晃平	山村 尚吾	田中 亮平
磯谷恵二郎	網田 雅人	井上きよみ

神奈川会(12名)

小泉 和俊	前島 卓	大塚 聡
内山 敏明	石垣 駿	昆 幸三
難波 孝	大平孝次朗	磯村 康行
今井 真樹	向堀智恵美	伴 秀哉

埼玉会(15名)

木村 紳吾	鈴木 康文	山崎 正稔
大住 英彦	前田 将	佐藤 恭孝
柴崎 望	船津 美恵	近藤 幹浩
樽見 拓也	五十嵐英之	新井 庸介
鶴岡 隆彦	大谷 聡	小暮 和也

千葉会(15名)

多田 克巳	石橋 雅樹	佐藤 三郎
高尾 祐二	岡本 博	鈴木 博也
大西 琢哉	勝間田篤志	高橋 修一
志村 雅之	麻生 庸平	渡邊 和明
山口 篤史	青柳 幸治	田中 大介

茨城会(12名)

野口 修一	小松崎良晃	青葉 直樹
吉田 健次	岡野 栄	石川 欣生
松本 貴行	打越 崇浩	佐藤 郁也
三ヶ田和裕	渡部 公綱	横田 広克

栃木会(4名)

木村 周作	大野 利博	長 真次郎
矢口 浩史		

群馬会(7名)

藤吉 智広	梶塚 由真	福原 隆行
須長 亮	飯野 貴之	堀井 要平
橋本 裕作		

静岡会(11名)

片山 康裕	岩井 敬太	稲葉 洋行
平坂 真都	遠藤 悟	宮島 隼
小池 智光	内野 雄斗	山田 竜平
山本 直広	遠山 伸矢	

山梨会(6名)

權正 政彦	渡辺 陽平	山下 浩之
赤塚 友一	坂本 雅仁	渡邊 一史

長野会(6名)

間島 恭子	宮澤 佑一	田村 文
甘利 俊純	和田 友博	飯森 政幸

新潟会(9名)

渋谷 和良	阿部 和久	徳本 好彦
梅山 陽介	藤崎 淳二	吉田 悟史
徳重 雅史	太田 浩紀	永峯 拓

近畿ブロック協議会(60名)

大阪会(22名)

大橋 礼王	漆原 一登	住友 孝臣
山田 貴志	武内 恒行	岡田 篤

平山 征二	森 武士	太田 有亮
久次米健太郎	加藤 和彦	渡邊 勲
橋本 孝一	松本 悟	廣田 尚三

芋縄 康弘 秋葉 宗利 太田 雄也
森知 哲也 古谷 崇 高原 洋和
小川 曜

京都(12名)

石田 吉識 宇土祐太郎 中島 雪絵
朝比奈 諒 佐藤 太郎 松井 智典
大井 英嗣 俣野 宏明 渡邊 祐太
中川 康明 山村 文彦 町田 慎治

兵庫(16名)

有川 貴宏 一幡 貴司 田中 紀昌
田淵 雄太 岡崎 啓介 高井 優一
永松 俊介 加藤 悠希 戸越 貴哉

矢野 敬典 宮地 昭典 田代 正幸
後藤 和喜 木田 琢也 吉田 珠美
藤井 寛也

奈良(1名)

木村 喬

滋賀(7名)

岡田 啓 小林 貴浩 大森 直樹
山中 雄貴 塚田 守寛 井花 僚
北浦 広大

和歌山(2名)

峯野 賢治 坂口裕一朗

中部ブロック協議会(38名)

愛知(18名)

織田 尚子 小島 収 花田 淳司
柳野 康博 坂口 修一 鋤柄 浩一
青井 純一 三尾 翔平 村上 尚大
齋藤 伸仁 宮澤 幸男 伊藤 寿浩
三浦 一朗 高橋 一樹 吉川 公
酒井 崇 後藤 早紀 中根 真介

三重(3名)

溝端 寛 的場 進 小田 哲也

岐阜(3名)

林田 丈祐 小池 高志 中野 哲

福井(3名)

松村 征永 河端 康行 向野 博樹

石川(3名)

谷内 正近 西岡 正則 上出 秀樹

富山(8名)

野崎 貴之 渡辺 純一 石井 徹
柴野 裕一 滝川 謙一 武島 正
窪野 良城 石田 豪紀

中国ブロック協議会(19名)

広島(6名)

藤岡 浩司 河村 雅之 織田 環
是竹 康昭 斎藤 顕 清水 貴仁

山口(4名)

立山 良祐 清水 皓太 山田 大貴
阿部 隆昌

岡山(5名)

江田健太郎 服部 泰宏 岡田 章智

鴨井 達也 渡邊 主季

鳥取(1名)

安谷 潔美

島根(3名)

正木 貴文 小田 裕介 原 貴之

九州ブロック協議会(25名)

福岡(5名)

初村 リエ 永松 浩史 西田 慶明
白水 良 菅野 崇

佐賀(1名)

牟田 義和

長崎会(2名)

伊藤 裕樹 釘本 正紀

大分会(2名)

白石 隆造 岩崎 哲也

熊本会(5名)前田 英敏 清崎 貴之 源田 正樹
堀川 貴臣 鬼塚 明**鹿児島会(3名)**

前村 賢二 吉村 政敬 藤田 幸一

宮崎会(4名)津貫 嗣宝 築 純洋 佐藤 哲也
佐藤 紀文**沖縄会(3名)**

比嘉 常博 山入端 淳 澤田 和幸

東北ブロック協議会(35名)

宮城会(11名)佐藤 章弘 高橋 光男 三坂 総志
松田 拓馬 村上 正博 高橋 佑典
小関 亨 松本 泰典 土屋 正洋
福井 進矢 吉田 充**福島会(5名)**小泉 浩二 武田 武彦 竹内 久幸
立花 正志 渡辺 靖之**山形会(2名)**

高橋 俊広 金原 武志

岩手会(8名)及川 一彦 袴着 太陽 澤口 悟
大川 仁宏 市川 知貴 佐藤 敏明
阿部 純也 佐藤 宏也**秋田会(4名)**佐藤 拓 土田 博之 佐々木陽樹
羽田雄太郎**青森会(5名)**和田 宗之 志田 豊治 柿崎 雄太
本間 貴志 坂本 瞭太

北海道ブロック協議会(11名)

札幌会(6名)薩来 智道 林崎 淳一 道下有佳子
平 星児 北村隆太郎 千葉 直也**旭川会(2名)**

田中 寛二 辻 洋太

釧路会(3名)

森 広樹 丸尾 慶樹 下川部清美

四国ブロック協議会(8名)

香川会(3名)

松澤 人史 多田 幸広 高橋 延誠

徳島会(2名)

小西 達也 山市 倫生

高知会(1名)

岡村 悟

愛媛会(2名)

守谷 秀典 久岡 正

ケガや病気による
入院・通院に
備えておきたいな。

団体総合生活補償保険が
お役に立ちます！

登記誤りを起こして
しまい、顧客から
損害賠償請求を
受けてしまった。

土地家屋調査士賠償責任保険が
お役に立ちます！

土地家屋調査士を
取り巻く
さまざまなリスク
その時
お役に立ちます！



所得補償保険がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。
その間の収入を
どうしよう。。。

測量機器総合保険
(動産総合保険)がお役に立ちます！

測量中にうっかり
測量機を破損
してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階
<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

B18-102578 使用期限 2020年4月1日

会長レポート

REPORT

7月16日
～8月15日

7月

16日

第2回広報部会

広報部の皆さんに、各関連土業等への制度広報と、土地家屋調査士制度制定70周年記念事業への対応をお願いしました。

土地家屋調査士法改正に係る打合せ

土地家屋調査士法改正に伴う規則改正への、連合会としての意見や要望の取りまとめにつき意見交換を行いました。

民事局長離任着任挨拶の対応

小野瀬民事局長から新しく小出民事局長へ引き継がれるということでご挨拶いただきました。両局長とも民事第二課長時代からお世話になっている方で、民事局とは、これからも情報を密に交換できるようお願いいたしました。

23日

全国土地家屋調査士政治連盟 第2回幹部会

政治連盟の幹部会へお邪魔しました。土地家屋調査士のこれからについて協力をお願いいたしました。また、土地家屋調査士制度制定70周年記念事業についても協議させていただきました。

26日

大阪会令和元年度 本・支部役員研修会における講演

大阪会の研修会で今連合会が取り組むべき案件について、お話させていただきました。会員の皆さんとの親睦も図れて有意義な時間を過ごすことができました。中林会長ありがとうございました。

29日

日本測量者連盟役員会

測量者連盟も賛助会員が少なくなり、活動については、十分に検討を重ねていくことが重要だと思

いました。また、清水英範先生が会長になりました。

法務省民事局民事第二課との打合せ(第6回法制審議会民法・不動産登記法部会について)

30日に法制審議会で議論する項目について、提案の趣旨等を説明いただきました。

30日

第6回法制審議会に係る事前打ち合わせ

今回の不動産登記制度の見直しについて、連合会としての意見等を議論し、法制審議会での発言に備えました。

第6回法制審議会民法・不動産登記法部会

相続登記以外の所有権移転、登記名義人の情報の更新、不動産登記制度の改善に関する検討など多岐にわたり、不動産登記制度の見直しについて議論しました。

8月

1日

第1回業務部会

今年度の業務部の事業について意見交換等を行いました。

6日

寺田顧問との意見交換会

寺田顧問と懇談を持ちました。土地家屋調査士制度に対する議論、来年度の土地家屋調査士制度制定70周年記念事業への協力をお願いなど様々な課題について意見交換をすることができました。

8日

第2回財務部会

中長期の財政計画、土地家屋調査士法改正への対応、補正予算に対する対応等、様々に議論しました。

7月

16日

第2回広報部会

<協議事項>

- 1 メディアを利用した広報活動について
- 2 ウェブ広報の充実について
- 3 広報イベントへの参画について
- 4 広報ツールの活用について
- 5 「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動について
- 6 社会貢献事業としての活動について
- 7 受験者の拡大に向けた活動について
- 8 土地家屋調査士白書の作成について
- 9 寄附講座に関する意見交換会の実施内容等について
- 10 内部に向けた組織強化のための広報について
- 11 「事務所運営に必要な知識」について
- 12 会報の編集及び発行に関する事項について
- 13 制度の中長期的な計画実現のための時代に即した情報の収集について
- 14 広報員の選任について
- 15 月刊『測量』の執筆者について
- 16 令和元年度の会議日程について
- 17 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業実行委員会の組成について

25日、26日

第2回研修部会

<協議事項>

- 1 令和元年度研修部事業計画に基づく執行計画について
- 2 各種委員会委員等の選任について
- 3 令和2年度土地家屋調査士新人研修について
- 4 eラーニングコンテンツの制作に係る業務委託契約の更新について
- 5 eラーニングコンテンツの制作について
- 6 講師団名簿の作成について
- 7 年次研修について
- 8 会員必携の補訂について
- 9 土地境界基本実務叢書(I～IV)の増刷について
- 10 第15回土地家屋調査士特別研修の受講促進について

26日

第3回ミャンマー土地登録法制調査研究PT

<協議事項>

- 1 法務省法務総合研究所国際協力部から要請を受けている「ミャンマーの土地登録法制」に係る調査研究の対応について

29日

第2回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 令和元年度特別研修運営委員会事業計画に基づく執行計画について
- 2 第14回土地家屋調査士特別研修について
- 3 第15回土地家屋調査士特別研修について

30日、31日

第2回総務部会

<協議事項>

- 1 令和元年度総務部事業計画に基づく執行計画について
- 2 各種委員会委員等の選任について
- 3 令和元年度第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 4 令和元年度第1回全国会長会議の運営等について
- 5 登録・会員指導等に関する照会回答事例集(令和元年追加)について
- 6 土地家屋調査士法の改正に伴う土地家屋調査士会会則モデルの改正について
- 7 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 8 土地家屋調査士会等からの照会対応について
- 9 会長からの指示事項について
- 10 第76回定時総会での質問・要望等に関する検討について

8月

1日

第1回業務部会

<協議事項>

- 1 令和元年度業務部事業の執行方針について
- 2 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 3 登記測量に関する事項について
- 4 土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について
- 5 各種委員会の委員選任(案)について
- 6 表示に関する登記の申請における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについて
- 7 第76回定時総会における質問事項について
- 8 調査士カルテMapに関する事項について
- 9 取扱事件年計報告書総合計表に関する事項について
- 10 土地家屋調査士業務における個人情報保護法の取扱いに関する事項について
- 11 官民オープンデータについて
- 12 各種委員会の開催について

1日、2日

第2回社会事業部会

<協議事項>

- 1 令和元年度社会事業部の事業執行計画等について
- 2 公共嘱託登記の環境整備に関する事項について
- 3 地図の作成及び整備等に関する事項について
- 4 土地家屋調査士関連業務の拡充に関する事項について
- 5 土地家屋調査士会 ADR センターに関する事項について
- 6 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項について
- 7 各種委員会・PT等委員について
- 8 地図対策室について
- 9 日調連 ADR センターについて

5日

第1回研究所会議

<協議事項>

- 1 令和元年度の研究所事業及び研究方針について
- 2 研究員・特任研究員選任候補者等について
- 3 今後の研究員の選任対応の流れとスケジュールについて

- 4 テーマ担当役員及び特任研究員について
- 5 研究員制以外の事業各種団体との交流等について
- 6 研究所会議の開催及び運営方法について
- 7 研究所会議の年間日程について
- 8 研究所研究報告の提出スケジュールについて
- 9 研究員が研究のための資料を相互共有するための資料保存庫(オンラインストレージ)について
- 10 電子会議について
- 11 Eメールマンスリーの作成について

7日、8日

第2回財務部会

<協議事項>

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 4 第2回理事会での会長指示について
- 5 事務引継書への対応について
- 6 令和2年度予算(案)について
- 7 各種会議等における旅費等の支払いについて
- 8 頒布品の価格について
- 9 資金運用について

ご挨拶

平素は全公連の活動につきまして多大なるご理解と、ご支援をいただいておりますことに、この稿をお借りしましてお礼申し上げます。

更には、先の全公連定時総会の役員改選において、皆様のご推薦をいただき再度の会長職を拝命いたしました。ご支援いただきました皆様に、改めて感謝と御礼を申し上げます。

2期目となる全公連の会務運営に当たっては、各担当における重点的の事業を具体的に提案し、優先的に取り組み、成果が実感できる会務執行に努めてまいります。

特に、防災・減災にとって必要な社会資本整備として、地図作成はもとより狹隘道路整備事業や官民境界確認作業の民間委託等に、土地家屋調査士への期待と責任は大きいと思います。よって、これらの事業を各方面に啓発し、土地家屋調査士業務の拡大につなげてまいりたいと考えております。これには、土地家屋調査士業界三団体が強固な連帯と信頼の下に、全国的に統一した取組が必要となります。今期の会務執行に当たり日調連、全調政連のご理解とご協力をお願いいたします。

さて、今年は平成から令和へと、新しい時代の幕開けとなりました。平成を振り返りますと、阪神淡路大震災や東日本大震災、熊本地震など大きな震災や、異常気象による豪雨災害など、災害続きの平成であったともいえます。また、社会経済ではバブル崩壊に始まりリーマンショック、AIの普及による情報社会が新たな職種を生み出し、また、必要とされなくなった職種もあり、大きな時代の変り目であったともいえます。来る、令和の時代には、民法の大改正が行われます。

この民法の改正は、国民はもとよりあらゆる業界に大きな試練とともに、新しい展開の下でチャンスもやってくると思います。

全公連では、現在社会が求める課題に常に目を向け、必要な事業を提案しつつ会務執行に努めてまいりました。また昨年は、筆界特定における申請代理権を協会に付与していただきたい旨の要望につき、一部の地方自治体へ意見を求める活動をお願いいたしました。おかげ様で多くの官公署から肯定的なご意見を頂き、各協会の日頃の活動がうかがわれた結

果となり、改めて責任の重さを実感いたしました。今般のような、地方自治体からの意見募集という全国で統一した取組は、全公連として初めて行った組織的活動でございました。先の日調連、全調政連との三會会議



においても、各ブロック協議会から頂いた要望等も提示しながら、全国の協会が抱える様々な懸案事項について報告するとともに、土地家屋調査士業界としての意見調整をお願いしたところでございます。

平成31年3月に閣議決定を経て6月には、土地家屋調査士法の一部を改正する法案が成立いたしました。この改正では、筆界を明らかにする業務の専門家として、土地家屋調査士の使命が新設されることとなりました。この使命が土地家屋調査士法に明文化されることで、地図作成等の確定測量が、土地家屋調査士の業務として読み取れることとなります。このことは、協会の受託事業等に大きな支えとなり、組織力を生かした地図作成へ向け更なる前進が望めることでしょう。

新しい時代が、土地家屋調査士にとって実り多き時代となるよう全公連役員一同、誠心誠意務めさせていただきます。

今後とも、業界団体の三會が密接な関係をもって、業界が活性化するために必要な施策を共に検討し、政策要望等の活動に微力ながら協力してまいりたいと思っています。

全公連への変わらぬご支援とご協力をお願いし、全公連会長再任挨拶と御礼に代えさせていただきます。

(全公連会長 榊原典夫)

会議経過及び会議予定

8月19日	三団体打合せ
8月20日	第4回正副会長会議
10月7日	第2回監査会
10月8日	第5回理事会
11月11～12日	第2回研修会
11月12日	楠教授との勉強会
令和2年2月13～14日	全国理事長会議

国民年金基金

基金は新しい組織になりました！！

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部 支部長 辻川 修

全国国民年金基金が誕生

今まで72あった国民年金基金のうち47都道府県の地域型基金と22の職能型基金が合併し、「全国国民年金基金」として、この4月に新たなスタートを切りました。

土地家屋調査士国民年金基金は、全国国民年金基金 土地家屋調査士支部となり、引き続き土地家屋調査士会員等の方々の老後生活をサポートさせていただき存在として努力してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

お知り合いの方をご紹介ください

従来は、土地家屋調査士会員又はその配偶者、若しくは従業員であり、かつ国民年金の第1号被保険者の方が加入できる制度でした。

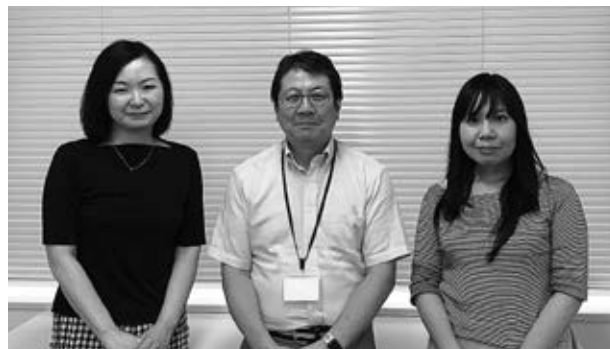
合併後は、国民年金の第1号被保険者の方であれば、どなたでも加入できるようになりました。是非お知り合いの方もご紹介ください。

終身年金は長生き保険

老後に備えて、貯蓄や個人年金ですでに準備をしている方もたくさんいらっしゃると思いますが、貯蓄と年金は似ているようで結構違いがあります。

国民年金基金の最大の特徴はと聞かれたら、まず終身年金が基本であるということです。年金とは長生き保険なのです。死亡保険は、万一の場合に残された家族が生活に困らないように入会する方がほとんどだと思います。少ない保険料で大きな保障を得られるのは保険という仕組みがあるからです。

男性の4分の1、女性の約半数の方は90歳まで生きるという時代です。一生年金を受給できる終身年金が老後の安心につながります。重要なのは長生きに備えるということです。長生きによる生活不安のリスクを年金保険という仕組みでカバーします。死亡と長生き、正に裏返しなのですが、どちらも保険という仕組みで人生のリスクをカバーしています。終身年金でなければ長生きリスクを本当にカバーはできません。もうあと何年で年金がもらえな



左から加賀美職員、辻川支部長、岩崎職員

くなるというのは、年を取って収入が他にないととても不安ですね。

貯蓄を取り崩すのでは、長生きすればするほど目減りしていきます。終身年金は一定の金額をずっともらえるのでとても安心です。貯蓄と年金の大きな違いはここにあるのです。

更に掛金は全額社会保険料控除で税金が安くなります。民間の個人年金よりも断然優遇されています。

インシュタインもビックリ

かの有名なインシュタインが人類最大の発明と行ったのは何だかご存じでしょうか。答えは「複利」と言われています。複利効果は期間が長いほど有利ですので、老後の準備は若いうちから始めるのがトクです。

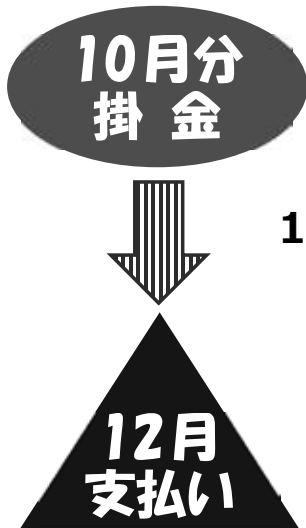
基金制度は、30歳男性ならば、毎月約1万円の掛金で、一生2万円の年金がもらえます。これが50歳で一生2万円の年金をもらうには、毎月約3万6千円の掛金を支払う必要があります。もちろん掛金を支払う年数が違うのですが、50歳での加入は30歳での加入の約1.2倍の掛金を支払うことになります。

プランは自由、口数の増減もできます

掛金をずっと払えるか心配な方もいると思いますが、掛金の増減は可能です(最低限1口は必要です)。まずは、1口でも始めてみてはいかがでしょうか。ご不明な点は、お気軽に土地家屋調査士支部までお問い合わせください。今後ともよろしくお願いいたします。



せっかく掛金を払うなら、全額控除でおトクに確定申告を！



確定申告で所得控除に使える国民年金基金の掛金は、**12月までにお支払い済み**の金額です。

掛金は2ヶ月遅れて引き落としになるため、**10月に加入**すると、掛金の**お支払いは12月**になります。

その場合、今年の確定申告で所得控除の対象となるのは10月の1ヶ月分のみになりますが、**来年の3月分までを一括でお支払い**いただき、10~3月までの**6ヶ月分**を今年の所得控除にご利用いただくことも可能です。

毎年年末近くになると、控除ご利用の目的でご加入のご相談をいただきますが、

今年の締め切りは10月15日です！

ご加入はお早めに！

お気軽に
お問合せください

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

TEL:03-6804-1128

平日(9:00~17:30)

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和元年7月1日付

東京 8115 古屋 貴司
東京 8116 川上 隆行
新潟 2229 徳重 雅史
大阪 3366 川本 聖美
兵庫 2522 新橋美佐子
滋賀 458 中川 幸明
愛知 3010 川添 悟
愛知 3011 佐藤 義之
広島 1903 今村 元
広島 1904 齋藤 顕
宮崎 813 甲斐 智也

令和元年7月10日付

神奈川 3118 高橋彦一郎
埼玉 2688 船津 美恵
埼玉 2689 堀江菜々子
千葉 2210 並木 功一
長野 2609 中村 雅也
長崎 806 大塚 進作
札幌 1214 池本 正俊

令和元年7月22日付

神奈川 3120 小泉 学
群馬 1078 渡辺 洋平
広島 1906 高木 直樹
福岡 2344 田川 篤

登録取消し者

平成30年10月19日付

宮城 570 勅使河原勇

平成31年4月2日付

大阪 1593 曾川 康代

令和元年5月22日付

長崎 476 長郷四万男

令和元年5月24日付

高知 611 久代 昭

令和元年6月1日付

新潟 594 町永 竹松

令和元年6月4日付

札幌 467 都松 明

令和元年6月6日付

長野 2073 馬場 邦晃

愛媛 567 高橋 重夫

令和元年6月16日付

佐賀 488 松尾 隆

令和元年6月25日付

愛知 1809 加藤 英俊

令和元年7月1日付

神奈川 2719 渡邊 英明

大阪 2292 秋山 滋男

宮崎 744 森 辰男

令和元年7月10日付

東京 4176 吉村 邦夫

千葉 1198 島崎 歳治

静岡 1398 鈴木 悦郎

大阪 1737 小島 秀明

大阪 2178 荻 謙二

大阪 2430 門下 秀雄

和歌山 319 小柳 健一

三重 621 越山 康一

石川 478 寺田正次郎

鹿児島 1001 井戸 勇二

宮城 852 加藤 進

岩手 908 水野 勝全

令和元年7月22日付

東京 7204 大石 康基

埼玉 2442 高橋 行正

茨城 1331 菅原 弘次

静岡 1154 堤坂 克己

兵庫 1602 後藤 圭一

愛知 2024 荻原 健二

福岡 1386 大塚 孝昭

長崎 660 島峯由美子

宮崎 466 谷口 浩哉

香川 564 東原 哲

徳島 375 岡久 建城

徳島 446 小林 正治

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和元年7月1日付

広島 1903 今村 元

大分 796 村上 徹

令和元年7月10日付

神奈川 3118 高橋彦一郎

埼玉 2688 船津 美恵

令和元年7月22日付

広島 1906 高木 直樹



「いわし雲」

深谷健吾

若き日の大志いづこへいわし雲
突堤は子らの溜り場鯿日和
出目金のまなこの澄みて水の秋
城跡の高き石垣穴まどひ
露の身の露の如くに逝きにけり

当季雑詠

深谷健吾選

茨城

島田

操

東京五輪までは生きたし生身魂
縁側に昔話や夕端居
甚平に昭和の気骨秘めてをり
文明の世の中に居て渋団扇
軒風鈴ときをり吾れに話しかけ

茨城

中原ひそむ

湯上りの足の爪切る夕涼し
足跡を波が来て消す風薄暑
蜻蛉の尾を打つ水輪澄みにけり
横たわる寝椅子の風やすでに秋
水音も風音も澄む今朝の秋

岐阜

堀越

貞有

鮎宿へ釣果とどける釣り仲間
大池を前へ前へと鬼やんま
高塚や命限りの蟬時雨
廃線の線路を覆ふ草いきれ
伊吹より下りくる風や青田波

今月の作品から

深谷健吾

縁側に昔話や夕端居

島田

操

「夕端居」とは、夏の季語「端居」の傍題。夏の夕方、室内の暑さを避けて、縁先、端近に腰をかけて涼を求めることをいう。涼むことと同じとも考えられるが、涼味を求めながら庭の草木を眺めたり、物思いにふける感じが入りこんでいるとしてよい。夕端居・縁端居などという使い方もある。その昔は、「向う二軒両隣」という日常親しく交際する近隣が当たり前であった。昨今の現況はどうでしょう。隣保制度も希薄となり寂しい限りである。これも時代の流れか。提句は縁側で夕端居しながら、昔話に花が咲くというほほえましい情景を詠んだ一句か。昭和の良き時代の郷愁にかられる佳句である。

中原ひそむ

水音も風音も澄む今朝の秋

「今朝の秋」とは、秋の季語「立秋」の傍題。二十四節氣の一つで、新暦八月七日ごろにあたる。日本の大半の地域では、まだこれから暑さが続くが、気象上も夏型気圧配置が一時的に衰えることにより、雲や風の様相に秋の気配のしのび寄って来るのが感じられる。古歌の「秋来ぬと目にはさやかに見えねども風の音にぞ驚かれぬる」もこの日の思いをよく表明している。秋立つという季節に心改まるころがあるので、「今朝の秋」今日の日「秋」なども詠まれる。人には視・聴・嗅・味・触という五感のはたらきがある。提句は、聴覚即ち水音・風音に秋を感じる俳人ならではの感覚により詠んだ一句か。「水音」「風音」のリフレインが効果的であり、「今朝の秋」の季語の斡旋が見事な一句である。

鮎宿へ釣果とどける釣り仲間

堀越 貞有

「鮎の宿」とは、夏の季語「鮎」の傍題。鮎は別名「年魚」と言われるように、寿命が一、二年に限られている。春に若鮎として清流をさかのぼった鮎は、夏の間上流に住み三〇センチほどに育つ。鮎の短い一生の中で最も活動する時期である。また、鮎魚の解禁が六月初めごろとされており、各地の釣り場はにぎわう。姿が端正で味も淡泊なため古くから賞味され、釣りや鵜を用いて捕獲される。塩焼き・味噌焼き(魚田)などにして食べると美味。一種独特の香気を有する香魚ともいう。提句は、鮎宿の亭主の釣り仲間からその日の釣果が届けられる。その天然鮎を調理してお客をもてなす。好評である。鮎の里ならではの日々の光景を活写した見事な一句である。

「投稿方法」

◆所属の土地家屋調査士会名
◆俳号
◆俳句(二〇三〜五句程度)
◆以上をお書きの上、下記の方法にてお寄せください。
郵便〒101-0061 東京都千代田区神田 三崎町一丁目2番10号
日本土地家屋調査士会連合会広報部係
FAX 03-13329210059
電子メール rengokai@chosashi.or.jp
投稿期間は前々月の1日から末日までの1か月間です。
投稿者について、これまでは会員のみを対象としてきましたが、広く投稿を募りたいとの考えから、会員家族、補助者及び退会された方についても投稿できることとしましたので、皆様でお願い合わせの上、投稿していただくと幸いです。これからは引き続きご投稿いただけますようお願いいたします。

セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書 の発行について

2014年(平成26年)10月30日からセコムトラストシステムズ株式会社が運営する認証局において、土地家屋調査士電子証明書(以下「電子証明書」という。)の発行を開始しておりますが、同認証局から発行している電子証明書の有効期間は、発行日から5年となっております。2019年10月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。

つきましては、電子証明書の発行は、次の要領で発行する予定となっておりますのでお知らせします。また、電子証明書の発行や取消しの手続きは、「電子署名及び認証業務に関する法律」や同法律に基づく規則等にとつて手続を行う必要があることから、事務的な対応となり、会員各位にお手数をお掛けすることもありますので、この旨ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、土地家屋調査士法人の電子証明書(商業登記電子証明書)は、登記所において発行しておりますので、詳しくは主たる事務所を管轄する登記所にお問合せください。

(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/GLANCE/glance.html>)

1 有効期間満了に伴う電子証明書の発行

電子証明書は2019年10月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。有効な電子証明書を保有している会員には、次の要領で新しい電子証明書を発行することとしております。

現在保有している有効な電子証明書の有効期間を延長するものではありません。

(1) 有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類の送付

電子証明書の有効期間満了の約3か月前をめどに有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類を土地家屋調査士名簿に登録されている事務所所在地に簡易書留で送付します。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、連合会へ返送願います。

連合会ウェブサイトから利用申込書配布希望の申請は行わないでください。

(2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は連合会から当該会員に連絡をします。

(3) 発行時期

電子証明書有効期間満了の約1か月前をめどに、2019年10月1日から発行手続を行います。2019年9月から2020年1月は発行事務の集中が予想されることから、有効期間満了直前にお申込みいただきますと、有効期間満了までに新しい電子証明書の発行ができない場合もあります。電子証明書利用申込書類が届きましたら、お早めにお申込みいただきますようご協力をお願いいたします。

電子証明書の発行日を指定することはできません。

(4) 発行負担金

12,100円(税込)

(5) その他

- ① 新しい電子証明書が発行されても、それまで使用していた電子証明書は有効期間満了まで使用することができます。
- ② 新しく発行する電子証明書は、現在使用している電子証明書と同じファイル名(PINコードは異なります。)となりますので、取扱いにはご注意ください。
- ③ 有効期間満了の電子証明書のファイルを削除する場合は、誤って新しい電子証明書のファイルを削除しないようご注意ください。

2 新規に発行する電子証明書

2019年9月から2020年1月にかけて、有効期間満了に伴う電子証明書の発行事務が集中しますので、この時期のお申込みは通常よりも大幅に時間が掛かる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

(1) 電子証明書利用申込書類の送付

連合会ウェブサイト (<https://www.chosashi.or.jp/members/repository/>) からお申込みいただきますと、電子証明書利用申込書類を簡易書留で送付します。お申込みをしてから到着までは、5～7日程度が目安となります。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、連合会へ返送願います。

(2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は連合会から当該会員に連絡をします。

利用申込書類の審査に合格した会員につきましては、審査の状況の連絡はいたしません。

(3) 発行時期

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

不備のない書類の場合、連合会に到着してから発行までは、通常1～2週間程度が目安となります。

電子証明書の発行日を指定することはできません。

(4) 発行負担金

利用申込書類が送付される消印の日付によって発行負担金が異なりますので、入金額にご注意ください。

11,880円(税込)

※2019年9月30日までの消印で連合会に到着した場合

12,100円(税込)

※2019年10月1日以降の消印で連合会に到着した場合

3 留意事項

(1) 電子証明書発行に係る審査

土地家屋調査士名簿と住民票の写しに記載されている住所が異なる場合は、電子証明書を発行することができません。異なる場合は、必要に応じて所属する土地家屋調査士会に土地家屋調査士登録事項変更届出書等の提出をお願いします。

また、電子証明書が発行されると、電子証明書をダウンロードするのに必要な書類が住民票の写しに記載されている住所に本人限定受取郵便(基本型)で送付されます。

住民票の写しに記載されている住所で郵便局から本人限定受取郵便の到着通知書が配達されない場合や、郵便局の指示に従わなかったり、本人限定郵便を受け取る際に提示した身分証明書の住所が本人限定郵便の宛先と異なることで、郵便局から受渡しを拒否されたなどの場合は、連合会では対応しかねますので、ご了承ください。

(2) XML署名ツール

図面ファイル(XML/TIFF)に電子署名するための「XML署名ツール」を連合会ウェブサイトの会員の広場で公開しています。

2018年(平成30年)8月17日に公開したバージョンから、登記所が発行した土地家屋調査士法人の電子証明書(商業登記電子証明書)を用いて電子署名できるようになりました。これまで図面ファイルに署名するために、個人の電子証明書を取得していた土地家屋調査士法人におかれましては、セコムトラストシステムズ(株)が発行する電子証明書を取得する必要はありません。

(3) 電子証明書のファイル及びPINコードの紛失について

電子証明書やPINコードは再発行することができませんので、電子証明書のファイルやPINコードを紛失された場合、電子証明書の取消手続後、新規に発行する手続が必要となります。電子証明書やPINコードの取扱いには十分ご注意ください。

事前調査から事件管理・再活用、さらに新規受託をサポート!

土地家屋調査士 調査情報保全活用

調査士カルテ Map

業務支援システムを準備しました

住宅地図・ブルーマップ
全国閲覧可能!
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
地図印刷!

地図上で事件簿
管理ができます!

SIMA図示や
多彩な地図検索!



情報の保全・管理・活用

調査情報を地図上の位置と
紐づけて一元管理

調査情報
登録・管理

情報活用

全国で業務連携

事務所広報による
市場拡大や
社会貢献にもつながる

「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現

このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に!

全国閲覧可

負担月額 **3,000**円(税別) ◁ お申し込み月の月末まで無料期間

- Web アプリケーションのため、通常のインターネット環境があればご利用が可能です。
- お申し込みには「所属土地家屋調査士会名」と「登録番号」が必要となります。

詳細は連合会 Web サイト「会員の広場」へ

【お申し込み】



- ① 連合会 Web サイトへアクセス
- ② 会員の広場へログイン
- ③ 土地家屋調査士調査情報保全管理システム
「調査士カルテ Map」

【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会

「調査士カルテ Map」問合せ窓口

(E-mail) kartemap@chosashi.or.jp

システム説明会
開催

「調査士カルテ Map」システム説明会開催の

ご相談受付中!

ゼンリンから
講師派遣します

無料

●詳しくはお問合せください → mail:kartemap@zenrin.co.jp

編集後記

2Dから3D

長い梅雨が明けたかと思えば、8月以降は非常に暑い日が続いていますが皆様はいかがお過ごしでしょうか。

そんな暑い中、私は先日あるミュージシャンのライブに行ってきました。紙の上に引かれた五線の上に縦横無尽に並べられた音符を、体と楽器を通して奏でられる音楽はとても素晴らしいものでした。リズム・メロディー・ハーモニー・テンポ・タイミング・グルーブそしてパフォーマンス。どれをとっても完璧で、寒気が走るような生演奏の迫力と躍動感を味わうことができました。紙に並べられた音符を、まるで時間をも支配するように立体的に表現できるのは、さすがにプロですね！

さて、今月号の編集後記の見出しを2Dから3Dといたしました。土地家屋調査士は、この文字を見

ると「点と線」から「X・Y・Z座標」…などと容易に想像されることでしょうか。これは土地家屋調査士であるがゆえの知識ですね。本号を振り返ると「第1回中央新人研修会を振り返って」が掲載されています。受講された方にとっては、土地家屋調査士としての基本的な知識や職業倫理等について、三日間にわたり大変貴重な講義を受けられたことと思います。受講者の皆様、本当にお疲れ様でした。

我々土地家屋調査士は、今後もいろいろな知識を身に付けることはとても大切です。しかし、せっかく身に付けた知識です。どの様な場面においてもしっかりと情報を収集し、見るべき物を見て、人の意見を聞き入れつつ、知識を正しく表現することができるよう常に心掛けたいものです。きっとそれがプロですよ！

広報部理事 高橋正典(茨城会)

土地家屋調査士

発行者 会長 國吉 正和

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



ちしき
広報キャラクター「地識くん」